

## 神戸大学大学院海事科学研究科加速器・粒子線実験施設タンデム静電加速器5SDH2使用に関する要項

### （趣旨）

第1条 この要項は、神戸大学大学院海事科学研究科加速器・粒子線実験施設使用内規（以下「内規」という。）第16条の規定に基づき、神戸大学大学院海事科学研究科加速器・粒子線実験施設タンデム静電加速器5SDH2（以下「加速器」という。）の使用について必要な事項を定める。

### （使用申請及び申請内容の変更等）

第2条 内規第6条により加速器を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用調整のために担当部署と事前の協議及び放射線業務従事者登録の有無の確認を行わなければならない。

2 前項の規定を経た上、放射線業務従事に関する承諾書（別紙様式1）及び使用申請書（別紙様式2）を、神戸大学大学院海事科学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出し、使用許可書（別紙様式3）により申請者に通知する。

3 内規第8条により、使用者は申請内容の変更等を届ける場合は、使用変更申請書（別紙様式5）を、研究科長に提出し、使用変更許可書（別紙様式6）により申請者に通知する。

### （運転責任者）

第3条 神戸大学大学院海事科学研究科加速器・粒子線実験施設長（以下「施設長」という。）は、使用グループ毎に使用者の中から一名の運転責任者を定める。

2 運転責任者は加速器取扱いに十分習熟し、所属機関において放射線業務従事者として登録された者でなければならない。

3 運転責任者は、グループ内の使用者が加速器を使用するに当たって、放射線教育訓練及び加速器安全取扱いを徹底させなければならない。

4 放射線業務従事者である本学教職員との共同研究として使用する場合は、前3項の制約は生じない。

### （使用施設の範囲）

第4条 使用者は、神戸大学大学院海事科学研究科加速器・粒子線実験施設内の現有設備及び消耗品を必要量使用できる。

2 使用者は、実験テーマ特有の設備及び消耗品を負担、調達する。

### （使用割当の決定）

第5条 施設長は、神戸大学大学院海事科学研究科加速器・粒子線実験施設運営委員会にて、年2回の使用スケジュールを決める。

### （運転の実施）

第6条 原則として加速器の運転等、実験設備の使用は使用グループの責任の下に、運転マニュアルに基づき行う。

2 使用者は、加速器を使用の都度、使用の帳簿（別紙様式4）を作成し、施設長に提出しなければならない。

3 施設長は、使用の帳簿の内容が適正であるか確認する。

4 使用者は、運転パラメータの大幅な変更の度に（少なくとも一日一回）運転パラメータを記録（プリンタ出力）する。

5 使用者は、終了時には原則として原状に復帰し、かつ、現状を記録して施設長及び次の使用者に申し送らなければならない。

(故障等への対応)

第7条 軽微な故障, 不具合には使用グループが対応する。

2 大規模な故障に際しては, 修理費と修理方法に関して施設長と協議する。

附 則

この要項は, 平成29年4月1日から施行する。

**<各種リンク元>**

- 1.放射線業務従事に関する承諾書(別紙様式1)
- 2.使用申請書(別紙様式2)
- 3.使用許可書(別紙様式3)
- 4.使用の帳簿(別紙様式4)
- 5.使用変更申請書(別紙様式5)
- 6.使用変更許可書(別紙様式6)